

仮名文書の形容動詞（三） —「明白なり」—

辛 島 美 絵

- ① 使用頻度の高い形容動詞から仮名文書の特色を探る。
- ② 仮名文書の種類（下達文書、上申文書、証文類、書状、神仏に奉る文書）ごとに使用されている形容動詞を比較、検討する。
- ③ 他の文献の形容動詞語彙と比較、検討する。
- ④ 仮名文書に独特な形容動詞語彙について語史的考察を行う。

一、はじめに

本稿は、国語資料としての仮名文書研究の一環^(注1)であり、前稿「仮名文書の形容動詞（一）——形容動詞語彙表——」「仮名文書の形容動詞（二）——延べ語数・頻度数等から^(注2)」に続き、その高頻度形容動詞について考察するものである。

調査対象としたのは鎌倉時代の仮名文書^(注3)で、テキストには『鎌倉遺文 古文書編』（一～四^(注4)卷）を使用した。具体的な調査方法やテキスト使用上の問題については前稿を参照されたい。

前稿では、形容動詞から仮名文書の言語を考察していく観点として、

等を示し、②③⑥を念頭に置いて、延べ語数・異なり語数・使用度数等からおおまかに各種文書の形容動詞の使用傾向を見た。

今回は、それに続き①の観点で、高頻度で使用されるにもかかわらず仮名文書以外の資料ではあまり用いられない形容動詞を取り上げつつ④⑤へと考察を進めていくが、本稿では、まず特色的な高頻度形容動詞「明白（めいはく）なり」の使用例について整理・報告し、漢字書きの古文書の用法と比較して、この語の持つ特色が、漢字書き・仮名書きをどうわず、古文書全体にわたるものであることを述べる。

二、鎌倉時代の仮名文書における「明白なり」の使用状況

前稿で述べたように『鎌倉遺文 古文書編』(一~四二巻)所収の仮名文書について形容動詞の全数調査を行うと、使用度数が高いにも関わらず、中古・中世の他の資料にはほとんど用いられていないいくつかの語を見出すことができる。

「明白(めいはく)なり」(述べ語数六五)はその一つであ

るが、この語の興味深いところは、疑いや誤りのないことを他に公言する場面で用いられていることと、用法が定型的でほとんどが言い切りの終止形をもつて「…(事)／ところ／由／旨／は、明白也」の型で使用されることである。

仮名文書の中ではとくに証文に多く、なかでも売券(二六例)と譲状(二四例)で多用されている。〈別表1〉には、文書類毎に「なにを明白だといっているか」をまとめており、〈別表2〉には、活用形、文型をまとめているので参考されたい。

具体例を掲げると、まず、証文の売券の例としては、

①うりわたすゑりの事。：(中略)：右、件えりハ、こしま殿ノ御てよりゆつり給て候。：(中略)：永代かきりて、うりわたすところめいはくなり。

〔元徳一(一一三二九)年一二月九日 性忍鯢売券 近江奥津嶋神社文書 三九巻三〇八〇〇号二九〇頁 影写〕

②うりわたすなかちのはたけのくゑんもんの事。：(中略)

：右、件畠者、藤原氏継持女かせん所さうてんのしりやうなり。しかるを、あたいよう／＼あるによて、錢捌貫文ニ、吉河さいしやうのあしやりの御房ニ、えいたいをかきりて、うりわたしたてまつるところ、めいはくなり。所たうくうしなし。

〔正応六(一二九三)年一月二五日 藤原氏継持女畠地売券 摂津勝尾寺文書 二三巻一八一〇〇号三二四頁 写真により「そうてん」を「さうてん」に改める〕

③うりわたすなかちの事。：(中略)：右、くたんの田ハ、ふちわらの頼衡かせんしよさうてんのしりやうなり。しかるを、：(中略)：、えいたいをかきりて、うりわたしたてまつるところめいはく也。たゞしくたんの田ハ、こくか也。

〔正応三(一一九〇)年一月二二日 藤原頼衡田地売券 摂津勝尾寺文書 二三巻一七四八五号四九頁 写真〕

④右、件畠地者、源次郎せ所さうてんのしりやうなり。しかしるに、あたいゑうゑうあるによて、馬三郎へ、限永代、うりわたしたてまつるところ、さいちめいはくなり。さ

らにもつて、後_ミ代_ミふといゑとも、たのさまたけある
へからす者也。

〔正和一（一三一三）年三月二三日 源次郎畠売券 近江
今堀日吉神社文書 三二卷二四八三三号二六三頁 影写
本により「あたいゑう」を「あたいゑうゑう」に、「さら
にもて」を「さらにもつて」に改める〕

⑤うりわたすなかつくてんのしりやうてんの事。…（中略）
…。右、件田ハ、御了女かしりやうてんなりとゆへとも、
あたいようくあるによんて、なるをのつる御せんに、
ゑいたいをかきりてうりわたすところ、さいちめいはく
なり。ちきもつのようとう五貫文に、うりわたし候ぬ。

〔文保一（一三一八）年三月二日 御了女田地売券 山城
大徳寺文書 三四卷二六五七四号三二四頁〕

⑥きんしん うりわたすなかつ田ノ田のけもんの事。…（中
略）…。右、件田ハ、小松御しやうの田なり。…（中略）
…。あたいようくとあるによて、ふちわらのくにさと
のに、ゑいたいをかきりて、うりわたすところ、さいち
めいはくなり。

〔元亨三（一三一三）年六月六日 藤原国盛田地売券 山
城大徳寺文書 三七卷二八四二四号一八頁 影写〕
⑦うりわたすしりやう田事。…（中略）…。右、件田ハ、

まつによかちうたいさうてんのしりやうなり。しかるお
ようくあるによて、中つかきとに、ゑいたいおかげ
りて、うりわたし候ところ、さいちめいはくなり。

〔元弘三（一三三三）年一二月一六日 まつ女田地売券
山城大徳寺文書 四二卷三一七七〇号七三頁 影写〕

⑧（前欠）たその一所、やうねんをかきり候て、ゑくわ□□
のに、うりわたしたてまつり候事しち也。もしいかなる
御とくせいと申候事いてきて候とも、とりかへし候事あ
るましく候。よて五日のために、上くたんのことし。た
たし、しゝめいはくなり。

〔正和一（一三一三）年一二月二二日 いへたゝ園地売券
対馬初村文書 三二卷二五〇八六号三八五頁 写真〕

⑨ようくあるによて、うりわたしたてまつり候をやきの
くりす一所、…（中略）…。いかなるとくせい候とも、
そのいらんあるましく候。しはうのしゝめいはくなり。
よてのちのために、しやうくたんの事し。

〔元亨一（一三一三）年一月二一日 某売券 対馬内山
文書 三六卷二八二四〇号二九七頁 写真〕

などで、ここでは「うりわたすところ、明白也」「うりわたす
ところ、さいち（在地）、明白也」「しし（四至）、明白なり」
が決まり文句の定型的パターンであること、売買の事実や範

囲に間違いがないことを明言するために使用されていることが分かるだろう（別表2）の★欄参照）。

証文の譲状の例としては、

⑩播磨国矢野庄内城三郎跡是藤名事。息女千世鶴女二たんふをのこゑすゆつりわたすところ、さいちめいはくなり。

〈延慶一（一二三〇九）年二月一一日 しけすゑ所領譲状案 白河本東寺文書一八一 三一卷二三五八三号六一頁 写真〉

⑪譲渡 私領並所從等事。：（中略）：。然者、弘安年中

之序官・諸官評定文以下之文書等にまかせて、ことくくに一子鶴夜刃丸に、所譲渡明白也。雖為後日、不可有他妨。

〈応長一（一二三一一）年六月四日 賴舜私領所從譲状案 東寺百合文書へ 三二卷二四三二四号七頁 影写〉

⑫わけあたふ三なんうちのこれもりか所。：（中略）：。右、さうてんのたうりにまかせて、わづらひなくなりやうすへき也。：（中略）：。かつはしよもんのをもて二めいはくなり。

〈嘉禄一（一二二一六）年八月四日 宇治惟次譲状写 肥後阿蘇文書 五卷三五〇八号四一四頁 写真〉

⑬ゆつりわたすけんふつかしそく三らうおくらたねたゝか

所。：（中略）：。たのさまだけなく、りやうちせしむへし。たゞし、はくちのしゝ、すいてんのつほつけにしてハ、ほんけんのおもてにめいはくなり。

〈文永一（一二六四）年一〇月一〇日 見佛譲状案 薩摩延時文書 一二卷九一六七号三七三頁 写真〉

⑭ゆつりあたふ みなもとのとむるかところに。：（中略）：。已上柒町参段貳丈中たゞしくたんのたりつぼ二おきては御しやうのはしゃうニめいはくなり。

〈寛元四（一二四六）年八月一三日 さいねん譲状案 肥前伊万里文書 九卷六七二七号三一七頁 影写〉

などで、これらも「譲り渡すところ（ざいち）明白なり」（別表2）★欄）「（譲渡の範囲・境界において）は（状／証文に）明白なり」（別表2）★欄）という定型的な文型で使用され、売券と同様に譲渡の事実や範囲、証拠の文書に疑いのないことを公的に述べるものである。

その他、下達文書や上申文書、書状に見える例も上と同様か、あるいは

⑮麻殖山内三木村番頭百姓等訴申条々下知事。

：（中略）：。

一、當はんまいちやきんしのこうてう、むまの時まで、めしつかはるゝよし、せんとの申状ニめいはくなり。 しう日めしつかう事。またくそのきなし。

「元亨」(一一二一)年一月一九日 阿波三木村代官下
知状 阿波三木家文書 三六卷二七九〇三号一四七頁
写真

のように「諸税の範囲や免除、上納の事実」について明白だ
といつたもの。

(16) もんまんいんの御もんせきりやう、あふミのくに大うら
のしやうの百しやうら、つゝしんてちんし申。:(中略)

…、そのしよくをちやうはいすへきむね、けんほう六ね
ん七月日りんしめいはくなり。したかいて、…。

「正安」(一三〇〇)年五月 近江大浦莊百姓陳狀 近江
菅浦文書 二七卷二〇四五二号一五六頁 写真により
「もんせきりよう」を「もんせきりやう」に改める

(17) 返々入道か沙汰の一問状よく～御覽候へし。敵方より
又子細候ハ、定被棄置候者歟。刃傷損物承伏ハ、訴陳
状に明白也。所詮法花衆たるによて、令損物云々。

「徳治」(一三〇七)年七月一二日 日興(白蓮)書状 駿

河大石寺文書 三〇卷二三〇〇八号一五七頁 『日興上
人全集』五一八頁の写真により一部文字を改める

(18) 念仏と法華經と一ならば、仏の念仏説せ給し觀經等こそ、

如來出世の本懷にては侍らめ、彼をば本懷ともをばしめ
さざして、法華經を出世の本懷と説せ給は、念仏と一体

ならざる事明白也。其上多の真言宗・天台宗の人人に値
奉て候し時、此事を申ければ、されば僻案にて侍りけり
と申人は多し。敢て証文に經文を書いて進ぜず候はん限り
は御用ひ有べからず。是こそ謗法となる根本にて侍れ。

「[文永」(一二六四)年] 日蓮書状 一二卷九〇七七
号三三四頁 『昭和定本日蓮聖人遺文』三五号 真蹟な
し

のように「文書の存在、発給の事実、種々の主張・裁断の内
容」について明白だとするものである。「…は(種々の)文書
に明白なり」(別表2)☆欄 という文言を持つものが多い
が、そうでない場合でも――たとえば(18)に「証文に經文を書
て進ぜず候はん限りは御用ひ有べからず」とあるように――
証拠の明示を必要とされるような場面で用いられている。

ちなみに、平安時代の仮名文書では、「明白なり」の例は、
次の二例のみである。

(19) 渡 紀伊国伊都郡志賀郷内 くるミ谷之名分内田事。字
火口古河合半、四至 東限ミヘ。南限溝。
西限明白也。北限大河。

一せ町田六十歩、四至明白也。合二百四十歩ハ寺免田也。
:(中略)…。

右件所者、僧淨昭之相伝所也。:(中略)…。為後日沙
汰、本券依有類地、放新券文之状如件。

〈治承三〉（一一七九）年四月一五日 僧淨昭田地去渡状
 中文書 『平安遺文^(注7)』八卷三八七六号二九六八頁 影写
 平安時代は仮名文書の絶対量が少なく、この文書にしても大部分が漢字で表記され、仮名は混入程度でしかないが、右のように、証文で土地の範囲を他に明言する場面で用いられており、『鎌倉遺文』の仮名文書に見られたのと同様の用い方がされているのが分かる。

三、鎌倉時代以前の漢字書き文書にみえる「明白なり」

以上は、仮名文書における使用状況であるが、漢字書きの文書ではどうであろうか。漢語語幹の形容動詞である「明白なり」が、漢字書きの文書とより親密であることは容易に想像できるが、実際に調査してみると、はたして平安・鎌倉時代の漢字書き文書には仮名文書に見たよりもはるかに多くの「明白」の用例が見出される。そして重要なのは、ここでも仮名文書と同様に使用場面が限定され、終止形言い切りの定型的用法が多数を占めていることである。

漢字書き文書における「明白」の対象と活用形、文型について、仮名文書と同様の整理を行い、〈別表3〉、〈別表4〉として掲げているので参照されたい。平安時代の漢字書き文書に

ついては『CD-ROM版 平安遺文^(注7)』を利用し、鎌倉時代の漢字書き文書については、『鎌倉遺文 古文書編』四二卷中の九卷分の抽出調査を行った結果である。

〈別表3〉に示したように、「明白」とされているのは、仮名文書でも多かつた「文書の存在、発給の事実、種々の主張・裁断の内容」や「譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲」ほか、「諸税の範囲や免除、上納の事実」「犯罪の内容、計画、犯人など」「文書、建物の焼失や倒壊の事実」「年貢免除の原因たる旱損」などであるが、漢字書きの文書においても、証文の例をはじめとして、すべてが公的・客観的証明を要する場面で使用されていることは重要である。

たとえば、表の証文欄中に別枠で挙げているのは、証判——文書の申し立ての内容が事実であることを証明・認定するために認定者が文書の袖や奥にかいた文言——中で用いられた用例数であるが、「明白なり」は、証判のようなまさしく証明するためだけに存在する形式において、特に多く使用されている。証判はすべて簡潔な短文であるので、全文を挙げると、たとえば、

①如申状、御庄之例有限之上、別当 御房御判明白也。仍所司等加証判之。

勾當法師（花押）（以下、署名略）

〔天治一（一一二五）年七月一三日 金剛峰寺官省符在住人解の証判 高野山文書又続宝簡集八十八 『平安遺文』五卷二〇四三号一七七一頁 影写〕

② 件島売買事明白也。仍在地刀瀬井御庄司□署名。

藤原「未行」

藤原（草名）
權都那（草名）

〔天喜一（一〇五四）年四月九日 秦某家地直絹請文の証判 百巻本東大寺文書九十五号 『平安遺文』三卷七一三号八四四頁 写真〕

のとくである。このような短文の証判中に見える「明白」の用例数は『平安遺文』の「明白」全用例中の約四割にも上り、その多くは「文書（下文・券文・国判ほか）明白也」や「売買事明白也」といった定型的な文句で使用される（別表4）★欄参照）。

また、証判以外の証文の例も、

③ 謹解 申賣進所領島事。：（中略）：右、件島元者、
藤原因次年来相伝之領地也。而依有要用、父牛壺頭代貳
石、又見米伍斗、定貳石伍斗宛、限永年、宮主應蓮房所沽渡進實也。
明白也。仍為後日沙汰、放新券文、如件。

〔承安一（一一七一）年七月六日 藤原因次島地売券 東大寺文書四ノ七三 『平安遺文』七卷三五七八号二七九五頁 写真〕

④ 沽却 水田新券文事。：（中略）：右、件水田元者、
僧覺賢院売買相伝之私領也。年来領掌之間□□他妨處也。
而今依有要用、限直米捌斛、高天寺住侶禪長院売渡事明
白也。仍為後代証驗、…。

〔宝治一（一一四八）年一二月一〇日 僧覺賢田地売券百巻本東大寺文書七十四号 一〇巻七〇〇九号三〇頁 写真〕

⑤ 宛行 五子得分田券分事。：（中略）：右、件田元者、
僧覺義私領田也。女佐伯氏五子所宛行讓渡明白也。若有
壳念者、…。

〔寿永一（一一八二）年六月一一日 僧覺義田地宛行狀 摂津勝尾寺文書 『平安遺文』一一巻補四〇七号三四五頁 写真〕

⑥ 座主僧覺源謹辞。沽渡進伝領田地事。：（中略）：右、
件田地者、自講泉故常円房之手、所伝領得也。雖然、依
要用天、相副沽券、限永年、宮主應蓮房所沽渡進實也。
但於本役等、除畢。彼沽券之状仁明白也。仍為後日沙汰、
沽券如件。

（文治三（一一八七）年二月二五日 僧覺源田地売券案
 台明寺文書 一卷二〇八号一二八頁 写真）
 のように仮名文書と同様、「譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲」の主張の明白性をいうものが多いが、これらも「売進所明白也」「売渡事明白也」「所宛行譲渡明白也」「彼沽券之状仁明白也」のように仮名文書と同様の定型句として使用されている（別表4 参照）。

一方、仮名文書と違つて目立つのは上申文書と下達文書での使用例であるが、上申文書では、たとえば、

⑦大法師祐深解 申請在地判事。：（中略）：右件田畠者、雖為遍照寺領、相伝之私領也。而去九月廿七日夜、本寺住房為強盜燒亡之間、彼公驗等不殘一紙、燒失已了。寺中無其隱。且在地明白也。賜各々証判、：。

（文治四（一一八八）年一二月 大法師祐深解 森川文書
 一卷三五八号二〇三頁 影写）

のよう、「譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲」を上位者に対して明言する場面で用いられるほか、
 ⑧爰及此事聞、無謂之由相触之處、末永之承伏、返状明白也。

（弘安八（一二八五）年五月 紀元忠重申状案 筑後鷹尾家文書 二〇卷一五五九七号三二二頁 写真）

⑨一、鎌倉故右將家御下文給之間事。：（中略）：於社

〔大院〕
領者可令停止狼藉之旨、御下文狀明白也。今又：

（承久四（一二二二）年三月 大江泰兼惄状 大和大東家
 旧藏文書 五卷二九三七号九三頁 写真）

のよう、上位者に対して、文書を証拠としてあげて主張する場面で用いられる。そして、下達文書では、これと表裏をなして、

⑩筑後国上妻庄内蒲原次郎丸地頭、主殿助泰房与名主吉田三郎能茂法師〔法名足阿〕相論條條。

一、蒲原次郎丸名主職事。

：（中略）：如同所進季時法師建保三年四月三日下文者「次郎丸名主職事、大将家御下文并親父家秀讓状明白也。停止家村之沙汰、任先例家職可致沙汰」云云。

（宝治二（一二四八）年九月一三日 関東下知状案 筑後
 室園文書 一〇卷六九九八号二五頁 写真）

のごとく、下位者に対して、証拠の明白性を示しながら命令・裁断を下す文脈で使用されている。いずれも、証文とおなじく「事柄を公的に明言したり、証明したりする場面で使用される」という共通した特色を持つていることが分かる。

ちなみに、漢字書きの文書に上申文書や下達文書での用例が多いのは、別表5に掲げたように仮名文書自体における

全体的な下達文書・上申文書の少なさに起因するものであり、「明白なり」の問題ではない。^(注10)

以上のことから、「明白なり」は、平安・鎌倉時代の漢字書

き文書においても仮名文書と同様、「疑いや誤りのないことを

他に公言するための用語^(注11)であり、「証文を中心^(注12)に定型的に用

いられることが多い」ことが確認できたと思う。なお、同じ

古文書でも、書状と、寄進・施入^(注13)状以外の神仏に奉る文書にはほとんど用例が見られないが、これは、個人間の私信や神

に願いを申し上げる願文などには、客観的な証拠を述べる必

要のある場面がほとんど登場しないことによるものである。

最後に、遡つて奈良時代における使用状況を報告すると、見落としがあるかもしれないが『大日本古文書』正倉院編年文書^(注14)（一～五卷）、『奈良遺文』（上・中・下卷）をはじめ

『類聚三才格』『類聚符宣抄』などに掲載された当時の文書の調査では「明白」の用例は見出せなかつた。『平安遺文』中で一番古い例は、

⑪太政官符民部省。應為貞觀寺田地壱町肆段貳佰步事。：

（中略）…。二反六十、元故左大臣地、三百廿歩、元故從四位下川辺女王田、而御^(注15)與故左大臣既從券文明白也。承和十一年授田之日、須依實注田、而誤收公。…（中略）

…。二反百七十二歩、同故左大臣地。四段□六十八歩、同女王田、御^(注16)與故左大臣、既注券文明白也。承和十一年授田之日、須依^(注17)實注田、而誤收公。

（貞觀四（八六二）年一〇月十五日 太政官符案 仁和寺文書『平安遺文』一二四号 一卷一一四頁）

であるが、後世に出てくる形と同様に定型的な用法である。

また、『類從三才格』によると、太政官符や、そこに引用されている解に、

⑫太政官符。應國司申^レ政詐不^レ以^レ実奪^ニ其公解事。

一、詐増^ニ賑給飢民數事。右、戸令云「…」。詐偽律云

「詐^ニ欺官私^ニ以^取^ニ財物^ニ者准^レ盜論」。注云「監主詐取^ニ自

依^ニ盜法」。有^ニ官者除^ニ名倍贓如^レ法。未^レ得者減^ニ二等」

者、然則言上之日、湏^レ錄^ニ其実^ニ。不實之罪、律文明白。

而今諸國所^レ申賑給、…。

（弘仁一〇（八一九）年五月二一日 太政官符『國史大

系・類從三才格卷七』二九四頁）

⑬太政官符。應_下諸郡司病損^{イモチ}之後不^レ預^ニ他色^ニ依^ニ舊復任及還本^ニ事。

右得^ニ式部省解^ニ偶^ニ…（中略）…。然則詐病還^レ本^ニ。格意明白。實病得^レ痊處置未^レ的^{ヲカ}。又貧濁有^レ狀無^レ故不^レ上^{ヲカ}。省例還本事即無^レ疑^ニ。…（中略）…。謹請^ニ官裁^ニ者。左大

臣宣。奉々勅依請。

（天長二（八二五）年閏七月二六日 太政官符『国史大系・類從三代格卷七』三〇六頁）

などの例が見られ、原本は残っていないが、平安時代初期までは遡れそうだ。⁽¹²⁾は、田の損害を大きめに申告することを禁止するために、過去の律令をあげて、「不実の罪であることは律文に明白である」のように犯罪の根拠を明言したものであり、⁽¹³⁾の「詐病還本。格意明白。」とは、病と称して郡司の職を解かれたにもかかわらず、他の官職につこうとする仮病の輩が多いことに関する（詐病の場合は、他の職ではなく本来の職に戻ることは、格（前に引用されている）に明白である）と述べたものである。「不実之罪」「詐病還本」を主張する根拠、証拠が律や格に「明白」としており、これらも上に見てきた証明のための「明白」と同様である。別稿で述べるが、『令集解』所収の「古記」（天平十「七三八」年前後に成立したといわれる大宝律令の注釈書）にも「明白なり」の用例が見えるので、おそらく、これ以前にも「明白なり」が古文書に用いられるることはあつたと推測されるが、今は確かに跡をたどることが困難である。

ともあれ、この語が用いられる古文書が多く残るのは平安時代以降であり、以来、鎌倉時代にいたつても、「明白也」は

（証明・明言するための用語）ともいうべく文書に使用されたということができるだろう。

四、まとめ

以上、「明白なり」の用例を整理しつつ、平安・鎌倉時代の古文書において、これが社会的に証明・明言する時に用いられる用語であつたことを述べた。

冒頭にも少し触れたが、鎌倉時代以前では、「明白なり」を古文書以外の文献を探すのはなかなか難しく、他の文献に見えるわずかな用例も用法が非常に限定されている。察するところ、「明白なり」は、この時代までは古文書用語、証明・公言のための用語として位置づけられていたようである。証明に使用する形容動詞は古文書には「分明なり」「あきらかなり」など、他にもいろいろある。しかし、これらの語は、証明以外のいろいろな文脈でも、また、連用修飾としても多く用いられるのに対し、「明白なり」に限つては終止形にほぼ固定し、中国で用いられるような「あかるい」意味で用いられることもない。

証言や証明の場面でしか使用されないということは、それによつて社会的な処置や行為を実行したり、社会的な決断を

下したりする場合にのみ使用されるということである。おそらく、当時の「明白なり」は、日常で普通に使用されたであろう「あきらかなり」のような語とは違つて、厳めしく重々しい語感をもつ、かなり特殊な用語だつたのではないかと推察される。

次稿では、このことを明らかにすべく、本稿でみた古文書における使用状況に他の文献の用法を合わせて、奈良時代から室町時代以降にわたる「明白」の語の推移について述べる予定である。

(注1) 「古文書による国語史研究序説—『豊太閤真蹟集』について—」(『文

献研究』一一 一九八三年七月)、「古文書語彙の性格—副詞を中心として—」(『語文研究』五七 一九八四年六月)、「国語資料としての仮名文書—鎌倉時代のオ段長音の開合と四つ仮名の混乱表記を通して—」(『国語学』一四六 一九八六年九月)、「国語資料としての仮名文書—鎌倉時代の二段活用の一 段化例、ナ変の四段化例等をめぐつて—」(奥村三雄教授退官記念国語学論叢) 桜楓社 一九八九年六月)、「国語資料としての仮名文書—助動詞をめぐつて—」(『古代中世史論集』 吉川弘文館 一九九〇年八月)、「古文書における「る・らる(被)」の特色」(『語文研究』七一 一九九一年六月)、「尊敬用法の「る・らる」の発生と展開—古文書他の用例から—」(『国語学』一七二 一九九三年三月)、「仮名文書の助動詞—「す・さす」「しむ」」(『九州産業大学教養部紀要』三〇〇ノ一 一九九三年一二月)、「仮名文書の形容詞(一)—高頻度形容詞「なし」「おなじ」「かしこ」

—」「仮名文書の形容詞(二)—高頻度形容詞「〜がたし」、特に「申しつくしがたし」「つくしがたし」など—」「仮名文書の形容詞(三)—高頻度形容詞「ながし」—」「仮名文書の形容詞(四)—高頻度形容詞「くわし」—」(『九州産業大学国際文化学部紀要』一〇・一・一二・一三 一九九七年一月・一九九八年三月・七月・一九九九年一月)、「仮名文書の形容詞—特色ある形容詞語彙について—」(『日本学論集—日本学国際研討会論文集』 中国人民大学出版社刊 二〇〇一年三月)、「仮名文書の形容詞—特色ある形容詞語彙について(その二)—」(『語文研究』八九 一〇〇〇年六月)、「仮名文書の形容詞—シン語尾形容詞—」(『国語国文』七九〇 一〇〇〇年六月)等の拙稿参照。

(注2) 「仮名文書の形容動詞(一)—形容動詞語彙表—」「仮名文書の形容動詞(二)—延べ語数・頻度数等から—」(『九州産業大学国際文化学部紀要』一六・一七 二〇〇〇年八月・一一年)

(注3) ここでいう「仮名文書」とは平仮名や片仮名ばかりで書かれた文書のほか、漢字にそれらが交じつている文書も含めている。それ以外の漢字のみで記された文書は「漢字書き文書」とした。

(注4) 竹内理三編 東京堂出版 一九七一〜九一年刊。なお、本文用例中の巻・号・頁は特にことわりがない限り、「鎌倉遺文」のそれであり、「写真」「影写」等となるのは、原本の写真や影写本でテキストの表記を確認したという意味である。

(注5) 日興上人全集編纂委員会 興風談所刊 一九九六年三月
(注6) 立正大学日蓮教学研究所編、総本山身延久遠寺発行、一九五二〜一九五九年刊。

(注7) 刊本は、竹内理三編、東京堂出版。CD-ROM版は竹内理三・東京大学史料編纂所編、東京堂出版、一九九八年。なお、用例は刊本「平安遺文」と対照し、CD-ROM版の内容を私に修正したものも加え

た。

(注8) 「鎌倉遺文」は一、五、一〇、一五、二〇、二五、三〇、三五、四〇の九巻分について調査した。

(注9) 証判における用例は「平安遺文」に特に多く、「鎌倉遺文」にはあまり見られないが、これは、「鎌倉遺文」の調査した巻に証判自体がほとんど見出されないことによる。

(注10) このほか、漢字書き文書と仮名文書の違いとしては、後者のほうが定型句の終止形言い切りで用いられる比率が高いことが挙げられるが、両文書の証文だけ抽出して活用形を調べると、平安・鎌倉・仮名・漢字書きをとわざ、終止形の言い切りが多いことが分かる(別表6)。

参考) ので、これも漢字書き、仮名書きの差というより「明白なり」が証文においてより定型的に用いられていることを示すものと考えられる。

(注11) 寄進や施入にかかる神仏に奉る文書の例は、たとえば、

右、如当寺長老比丘源祐申状者、彼田畠者、：(中略)：、令寄進于当寺後、雖送数廻星霜、敢無違乱師、旦次第証文等明白也。仍如元寄進事。

(注12)

「明白なり」がみえる二通の漢字書きの書状は、たとえば、
畏申候。前々所令候神護寺領持田庄堺論争之事。：(中略)：、當時勝悟法師所遣紀州守護所許書状一通、進上之。此状一々不実、明白候歟。不帶一紙証文、任自由構申条、可有御察事仁候歟。：(中略)：以此旨可令申達守殿給之旨、於寺僧等所令申候也。恐々謹言。

〔貞応三(一一二四)年〕六月一六日 行慈書状 山城神護寺文書

五卷三二一四四号二八一頁 写真)

のように、所領の論争に関する内容のものである。

しかし、一般的には、書状が「事柄を明言して公に証拠として残すこと」に執着せず、「証拠としての文書の存在」を重視する他の種類の文書の表現と大きく異なる面を持つていてことについては、拙稿「形容詞語彙から見た仮名文書—頻度数・異なり数・高頻度語の使用傾向から—」(筑紫語学論叢) 風間書房刊(二〇〇一年四月)で述べているので参照されたい。

(注13) 東京大學史料編纂所編 東京大学出版社 一九〇一～一九四〇年

(注14) 竹内理三編 東京堂出版 一九六二年

(注15) この官符は、「令集解」の賦役令(水旱條)の註釈にも「又弘仁十年五月廿一日官符云。…詐欺律云。詐欺官私。以取財物者。准盜論。注云。監主詐取。自依盜法。有官者除名。倍贓如法。未得者減二等者。然則言上之日。須錄其實。不实之罪。律文明白。」(国史大系『令集解』賦役令 卷一三 三九八頁)のとく引用されている。

【付記】本研究は平成二三年度科学的研究費補助金(基盤研究C)による研究

成果の一部である。

のように、寄進の事実や範囲が証文に明白であるとするものである。

(注16)

「當寺」を「當寺」に改める

のよう、寄進の事実や範囲が証文に明白であるとするものである。

仮名文書の形容動詞(三)

〈別表1〉『鎌倉遺文』の仮名文書の「明白」の対象

明白の対象 (なにが明白なのか)	下達	上申	証文	書状	神仏	合計	
譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲	1	2	47	0	1	51	
文書の存在、発給の事実、種々の主張・裁断の内容	1	3	5	2	0	11	
諸税の範囲や免除、上納の事実	2	1	0	0	0	3	
	合計	4	6	52	2	1	65

〈別表2〉『鎌倉遺文』の仮名文書における「明白なり」の活用形・文型整理

文 型	A(は)明白なり 入 る 語	I	II	下達	上申	証文	書状	神仏	合計	
				事/所	0	16	0	0	16	
		Aに	売渡す/売渡し奉る/譲渡す/沽却する/沽却し奉る/ 処分する/寄せ奉る/参せ候	所, 在地	0	0	14	0	1	15
		四至/境			1	0	5	0	0	6
		「文書」			0	0	4	0	0	4
		上以外の諸語			0	1	2	1	0	4
		… (は)「文書」(に) 明白なり			2	4	9	1	0	16
		「文書」に明白なりといえども			0	0	1	0	0	1
		「文書」明白なるうえは			1	1	0	0	0	2
		「文書」明白なれば			0	0	1	0	0	1
			合 計	4	6	52	2	1	65	

(*) 上段に I・II とあるのは、たとえば「売渡す事、明白なり」などのように、「A」の中に I, II の語が続いていることをしめすが、表記上は II が I より前に来ることもある。

(*) 表中「文書」とあるのには、具体的には「判」「証文」「状」「綸旨」「訴陳状」ほか種々の文書が入る。

〈別表3〉『平安遺文』と『鎌倉遺文』9巻分の漢字書き文書の「明白」の対象

明白の対象 (なにが明白なのか)	史料名	下達	上申	証文		書状	神仏	合 計	% 95%
				証	判				
文書の存在、発給の事実、種々の主張・裁断の内容	平	26	101	4	64	1	0	196	226
	鎌	5	17	6	0	1	1	30	
譲渡・売買・相博・領有・寄進の事実や範囲	平	7	31	26	67	0	0	131	197
	鎌	5	15	44	1	0	1	66	
諸税の範囲は免除、上納の事実	平	0	5	0	0	0	0	5	6
	鎌	0	1	0	0	0	0	1	
犯罪の内容、計画、犯人など	平	0	3	1	3	0	0	7	5 %
文書、建物の焼失や倒壊の事実	平	0	2	0	4	0	0	6	
年貢免除の原因たる旱損	平	0	1	0	0	0	0	1	
	合計	43	176	81	139	2	2	443	100%

(*) 「平」は『平安遺文』、「鎌」は『鎌倉遺文』のこと

〈別表4〉漢字書き文書における「明白なり」の活用形・文型整理

			I	II	下達	上申	証文		書状	神仏	合計
								証判			
文 型	A に 入 る 語	A(は)明白なり	譲渡・売渡・施入等の類語	事／所	1	2	45	32	0	0	80
				(文字無し)	1	0	4	15	0	0	20
				旨・条	1	0	1	5	0	0	7
				所，在地	0	0	4	0	0	0	4
			「文書」(既に／以て／旨)		15	39	3	29	0	0	86
			四至／境		0	6	2	0	0	0	8
			在地		0	2	3	0	0	0	5
			上以外の諸語		3	39	11	30	0	1	84
			…(は)「文書」(に)明白なり			20	71	5	10	1	107
			…明白なりといえども(*)			0	3	0	0	0	3
			…明白なるによて(*)			1	2	1	13	0	17
			明白なる…(*)			1	12	1	5	1	20
			明白におわんぬ			0	0	1	0	0	1
			明白に候か			0	0	0	0	1	1
			合計		43	176	81	139	2	2	443

(*) 「雖明白」「依明白」「明白之由」「明白之上」などの、名詞「明白」の可能性のある用例も含む。

〈別表5〉各種文書類の点数比較(『鎌倉遺文』九巻分)

	下達	上申	証文	書状	神仏	合計
仮名文書	70	219	402	470	54	1215
漢字書き文書	2158	1198	1127	634	393	5510

〈別表6〉証文における活用形

	未然形	連用形	終止形		連体形		已然形	合計
『平安遺文』の漢字書き証文	0	1	149	88%	19	11%	0	169
『鎌倉遺文』の漢字書き証文	0	0	50	98%	1	2%	0	51
仮名文書の証文	0	0	51	98%	0	0%	1	52

(*) 名詞「明白」の可能性のある用例も含む。